

第2期中期目標期間終了時の検討について（案）

1 概要

- (1) 地方独立行政法人法第30条第1項の規定に基づき、設立団体の長は、中期目標期間の終了時までに、法人の業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づく措置を講ずる。
- (2) 検討に当たっては、同条第2項の規定に基づき、評価委員会の意見を聴く。

○ 地方独立行政法人法（抜粋）

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等）

第28条 地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。

- 一 省略
 - 二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
 - 三 省略
- 2～6 省略
- （中期目標の期間の終了時の検討）
- 第30条 設立団体の長は、第28条第1項第2号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時までに、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。
- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
 - 3 省略

2 検討及び措置の方向性（案）

(1) 業務の継続又は組織の存続の必要性

法人は、第2期中期目標期間において、救急医療、災害医療、感染症対応等の分野において、地域にとって不可欠な公的機能を担ってきた。これらの機能は代替が困難であり、法人の存続には一定の必要性が認められる。

このことを踏まえ、中期目標期間終了時に見込まれる業務実績評価の結果及び評価委員会からの意見を基に、引き続き、地方独立行政法人の形態により業務を継続することが適当であると考えられる。

(2) 業務及び組織全般にわたる検討

持続可能な経営基盤を確立し、新たな地域医療構想や地域の医療需要に的確に対応するため、第3期中期目標の策定に向けて、法人の業務及び組織全般にわたる検討を行うものとする。

(3) 所要の措置

中期目標期間終了時に見込まれる業務実績評価の結果及び評価委員会からの意見を踏まえ、第3期中期目標を策定し、法人に指示することで、所要の措置とする。